鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務受託候補者選定評価基準

１　評価

（１）鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務受託候補者評価委員会（以下「委員会」という。）の委員は、表１の評価項目①～⑨について、参加事業者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に審査し、表２の５段階評価を行う。

（２）表１の評価項目①から⑨までのそれぞれの配点に、表２の５段階評価ごとの評価係数を乗じて各評価項目の得点を算出し、それらを合計したものに、表１の評価項目⑩について事務局が採点した表３の価格点（参加事業者が１者の場合にあっては、５点）を加えたものを各委員の評価得点とする。

２　選定

（１）委員は、評価得点の高いものから参加事業者の順位を定めるものとする。

（２）委員は、複数の参加事業者の評価得点が同じときは、総合的な評価により当該参加事業者の順位を定めるものとする。

（３）委員から最も多く第１位の順位を獲得した参加事業者を受託候補者の優先交渉権者として選定する。この場合において、複数の参加事業者の第１位の順位獲得数が同数のときは、第２位の順位獲得数の多い参加事業者（第１位及び第２位の順位獲得数がいずれも同数の場合にあっては、全委員の評価得点の合計が最も高い者）を上位とする。

（４）（３）にかかわらず、全委員の評価得点の合計が全委員の配点合計の２分の１未満である場合は、優先交渉権者として選定しない。

表１

大項目 （選定基準）	小項目	評価の視点
受託事務の運営を安定して行う物的及び人的能力を有していること。 （２５点）	①安定した運営基盤を有すること。（５点）	・財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか。
		・安定的に受託事務を実施できる組織及び執行体制となっているか。
	②実績及び遂行能力があること。（１０点）	・介護認定調査業務に関する実績、高齢者福祉等に関する相談・支援に関する実績はあるか。
		・受託事務の運営に活用できるノウハウ・募集圏域についての識見等があるか。
	③情報セキュリティ及び個人情報が守られる管理体制であること。（１０点）	・情報セキュリティを維持する組織体制が整備されているか。
		・業務実施においてハード・ソフト両面での対策が講じられているか。
		・情報漏洩やサイバー攻撃が生じた場合の対策が講じられているか。
		・鈴鹿亀山地区広域連合情報セキュリティポリシーを含む法的及び規格に適合性した体制であるか。
受託事務を効果的に達成すること。（６０点）	④認定調査の目的を理解し、明確な運営方針を持っていること。（１０点）	・要介護認定における認定調査の位置づけと役割について理解しているとともに、受託事務の目的を十分反映した運営方針となっているか。
		・公平・中立性の確保のための方策が確立されているか。
	⑤適切な管理体制となっていること。（１０点）	・適切な個人情報管理体制となっているか。
		・適切な苦情処理体制となっているか。
		・適切な事故対応を行う体制となっているか。
	⑥効率的かつ円滑に受託事務を遂行すること。（２０点）	・委託開始日に受託業務を開始できるよう準備を進められるか。
		・認定調査依頼を受けてから、調査結果の照会への対応まで的確に行えるよう、効率的な実施計画となっているか。
		・調査対象者からの相談に対し、的確に支援ができる方針が具体的に示されているか。
		・認定調査項目の判断基準が的確であるか確認する体制が整っているか。
	⑦人員の配置が適切であること。（２０点）	・適切な人員配置となっているか、また事務の効果的実施のために必要な資格や知識、経験を有する人材を必要数配置しているか。
		・安定的な人材の確保について具体的な見通しがあるか。
		・研修等、受託事務遂行のために必要な資質の向上のための方策が具体的に示されているか。
⑧経費が適切に提案されていること。（５点）		・経費の積算は適切になされているか。
		・費用対効果が十分に考えられ、効率的な経費執行が見込まれる提案となっているか。
⑨実施主体としての総合的な評価（５点）		・提案全体としてのバランスがとれているか。
		・受託事務の趣旨を理解し、一貫性のある提案となっているか。
		・受託事務の効果的実施のために特色のある新たな提案がなされているか。
⑩見積金額（５点（様式８―１－１、８－１－２の合計金額））		
合計（100点）		

表２

５段階評価	区分	評価係数
５	特に優秀である/高度な能力を有している/十分な実績がある	１．０
４	優れている/十分な能力を有している/実績がある	０．８
３	平均的・普通である/平均的な能力である	０．６
２	物足りない/若干劣る能力である	０．４
１	不安・不満である/能力が劣る	０．２

表３

価格点	区分
５	見積金額(税抜きの見積金額をいう。以下同じ。)が最も低いとき。
４	見積金額が参加事業者の見積金額の平均より低いとき（最も低い場合を除く。）。
３	見積金額が参加事業者の見積金額の平均と同じとき。
２	見積金額が参加事業者の見積金額の平均より高いとき（最も高い場合を除く。）。
１	見積金額が最も高いとき。
失格	見積金額が上限額を超えるとき。